

経 済 産 業 省

20200528 貿局第1号
輸出注意事項2020第23号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和2年6月5日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正する通達について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易局第322号）

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-------------------------------|-----------------------|---|--|-------------------------------|-----------------------|---|--|
| 0 輸出貿易管理の対象（略） | | | | 0 輸出貿易管理の対象（略） | | | |
| 1 輸出の許可 | | | | 1 輸出の許可 | | | |
| 1-0（略） | | | | 1-0（略） | | | |
| 1-1 輸出の許可 | | | | 1-1 輸出の許可 | | | |
| (1)～(6)（略） | | | | (1)～(6)（略） | | | |
| (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 | | | | (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 | | | |
| (イ) 輸出令別表第1の解釈 | | | | (イ) 輸出令別表第1の解釈 | | | |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 輸出令別表第1の項 | 輸出令別表第1中解釈を要する語 | 解 釈 | | 輸出令別表第1の項 | 輸出令別表第1中解釈を要する語 | 解 釈 | |
| 1 | (略) | (略) | | 1 | (略) | (略) | |
| | 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤 | 〇-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、〇-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、〇-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル | | | 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤 | 〇-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、〇-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)、〇-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、2-クロロエチルクロロメチルスルフィド、ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)、ビス(2-クロロエチルチオ)メタン、1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)、1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン、1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン、1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン、ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビ</p> | | <p>基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、2-クロロエチルクロロメチルスルフィド、ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)、ビス(2-クロロエチルチオ)メタン、1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)、1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン、1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン、1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン、ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビ</p> |
|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p> <u>ス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)、サキシトキシシ、リシシ、P-アルキル-N-[—(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フルオリド(P-アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P-アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N-[—(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フルオリド(アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N-[—(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホロアミドフルオリド酸(アルキル基がシクロアルキル基で</u> </p> | | | <p> <u>ス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)、サキシトキシシ、リシシを含む。</u> </p> | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>あるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、アルキル=N— [— (ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホロアミドフルオリダート(ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあつては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、N— [ビス (ジエチルアミノ)メチリデン]—P—メチルホスホンアミド酸=フルオリド、N—アセチルオキシアルキル—N·N· N' · N' —テトラアルキル— N' — {[三— (ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン—二—イル]メチル} —N· N' — (デカン—</p> | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>一・X—ジイル) ジアンモニウム=ジブ ロミド (アセチルオキシアルキル基がシ アノアルキル基又はヒドロキシアルキ ル基であるものを含み、アセチルオキシ アルキル (アセチルオキシアルキル基が シアノアルキル基又はヒドロキシアル キル基である場合にあっては、それぞれ シアノアルキル又はヒドロキシアルキ ル) 及びテトラアルキルのアルキル基の 炭素数が十以下であり、かつ、アセチル オキシ基 (アセチルオキシアルキル基が シアノアルキル基又はヒドロキシアル キル基である場合にあっては、それぞれ シアノ基又はヒドロキシ基) がその結合 するアルキル基と当該アルキル基の位 置番号一から八までのいずれかの炭素 原子において結合しているものに限 る。) (Xは、一から十までの整数を表す ものとする。)、N・N・ N' ・ N' —テトラアルキル—N・ N' —ビス {[三—(ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—二—イル]メチル}エタンビ ス (アミジウム) =ジブロミド (テトラ アルキルのアルキル基の炭素数が十以 下であるものに限る。)、N・N・ N' ・ N' —テトラアルキル—N・ N' —ビ ス {[三—(ジメチルカルバモイルオキ シ)ピリジン—二—イル]メチル}—N・ N' —(二・ X₁—ジオキソアルカン— 一・ X₂—ジイル) ジアンモニウム=ジ ブロミド (アルカンの構造が直鎖であ り、当該アルカンの炭素数が四以上十二</p> | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|

| | | | |
|---|-----|---|--|
| | | 以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)(X ₁ は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X ₂ は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。)を含む。 | |
| | (略) | (略) | |
| 2~15 | (略) | (略) | |
| (ロ) ~ (ニ) (8) (略) (2)・(3) (略) 2~13 (略) (以下、略) | | | |
| | | | |
| | (略) | (略) | |
| 2~15 | (略) | (略) | |
| (ロ) ~ (ニ) (8) (略) (2)・(3) (略) 2~13 (略) (以下、略) | | | |